

浅間保育所 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	飯能市
事業者の所在地	飯能市双柳 1 - 1
事業者の連絡先	電話 0 4 2 - 9 7 3 - 2 1 1 1
代表者氏名	新井 重治

(2) 施設の概要

種別	保育所	
名称	飯能市立浅間保育所	
所在地	飯能市双柳 1 1 8 5 - 3	
連絡先	(電話番号) 0 4 2 - 9 7 3 - 5 1 0 1 (FAX番号) 0 4 2 - 9 7 3 - 5 1 0 1	
施設長氏名	原部 美由紀	
開設年月日	昭和 4 9 年 6 月 1 日	
定員数	1 0 0 名	
敷地	敷地全体	1 , 5 8 5 m ²
	園庭	6 0 0 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート
	延べ	5 0 7 m ²

(3) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	3 室	
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	

(4) 職員体制 (令和8年 5月 1日 現在)

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	人	
保育士	18人	6人	11人	
調理員	人	人	人	
時間外保育補助	3人	人	3人	
看護師	0人	人	0人	

(5) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退所理由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき (退所を含む。) ・ 保護者から退所の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たって留意事項	・ 1歳から就学前までの集団生活が可能な児童であること。

(6) 嘱託医

医療機関の名称	ふるや医院
医院長名	古屋 大典
所在地	飯能市柳町4-13
電話番号	042-975-6600

(7) 嘱託歯科医

医療機関の名称	関谷歯科医院
医院長名	碓 智宏
所在地	飯能市八幡町19-5
電話番号	042-972-2648

※年2回 (春、秋) 嘱託医、嘱託歯科医による健康診断を実施。

(8) 緊急時における対応方法

保護者の緊急連絡先に連絡し、児童の主治医、嘱託医等に相談、受診の措置を講じる。

【管轄する消防署】

消防署名	埼玉西部消防組合飯能日高消防署
所在地	飯能市小久保 2 9 1
電話番号	0 4 2 - 9 7 3 - 9 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	埼玉県警飯能警察署
所在地	飯能市双柳 5 3 1
電話番号	0 4 2 - 9 7 2 - 0 1 1 0

(9) 非常災害対策

防火管理者	原部 美由紀
消防計画届出年月日	令和 3 年 5 月 3 1 日
避難訓練	年間 1 2 回以上(毎月実施) 年 2 回消防署立会い訓練実施
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知機設備、火災通報設備、非常放送設備
避難場所	浅間保育所園庭、飯能市立双柳小学校
緊急時の連絡手段	コドモンにて配信

(1 0) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士	滝田 裕子 久保田 順子
相談・苦情解決責任者	所長	原部 美由紀
第三者委員	主任児童委員	福岡 智美
		古谷 聡子

(1 1) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	全国市長会学校災害賠償保障保険

(1 2) 個人情報の取り扱い

児童福祉法第 18 条の 22 により、保育所に勤務する職員は、その重要性を十分認識し、個人情報の守秘義務の遵守に努めます。

(1 3) 虐待の防止のための措置

児童福祉法第 21 条の 10 の 5 により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第 25 条において要保護児童を発見した場合の通告義務の遵守に努めます。

また、児童の人権及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等、必要な措置を講じます。

保育所における意見・苦情受付について

浅間保育所では、保護者の皆様からの意見・苦情を受け付けるにあたり、苦情受付担当者、苦情受付責任者及び第三者委員を以下のとおり配置し、適切に意見・苦情に対応し、より良い保育所運営に生かしてまいります。

苦情受付担当者	(主任保育士) 滝田 裕子 久保田 順子
苦情解決責任者	(所長) 原部 美由紀
第三者委員 (主任児童委員)	福岡 智美 古谷 聡子 連絡先：973-2111 内線 161 (健康福祉部 地域福祉課) ※第三者委員に連絡します。
意見・苦情の受付	直接、苦情受付担当者、苦情解決責任者または第三者委員に申し出てください。